

令和元年6月13日現在

機関番号：32406

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16857

研究課題名(和文)日英語の中核的現象と周辺の現象が示す相関に関する意味・語用論的研究

研究課題名(英文)A Semantic and Pragmatic Study of the Correlation Between Marked and Unmarked Linguistic Phenomena in English and Japanese

研究代表者

大澤 舞(OSAWA, Mai)

獨協大学・外国語学部・准教授

研究者番号：70610830

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文): 本研究は、日英語の中核的現象と周辺の現象の相関に関する一般化を提案し、その理論的な意味合いを探ることを最終目的としていた。研究期間内には、周辺の構文の性質を明らかにした。具体的には、「飛べることができる」のように、動詞の可能形と迂言的可能表現が共に生じて一つの可能を表す日本語の「重複可能表現」の記述的研究を行い、意味・語用論的機能に関する一般化を提案した。また、周辺の現象には、中核的現象に近づくことで認可される現象と、中核的現象から離れることで認可される現象の2タイプがあるという仮説を提案した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、規範的な言語現象を中核としたとき、中核に近づくことで認可される周辺の現象と、中核から離れて独自の機能や性質を保つことで認可される周辺の現象があるという仮説を提案した。この仮説に基づいて中核的現象と周辺の現象の相関を明らかにすることで、既存の視座から分析されてきた中核的現象を改めて、周辺の現象を通して再考察することが可能になる。よって、本研究は、従来の先行研究における各構文の分析方法に新たな視座を提供するという方法論的意義を持つ。

研究成果の概要(英文): This study investigated how marked phenomena and unmarked phenomena correlate to each other. First, this study described a duplicative potential in Japanese like "toberu koto ga dekiru" where two kinds of potential forms, the potential form of the verb and a periphrastic potential form, co-occur in a sentence. This is a marked phenomenon since in Japanese one or the other is usually used to express the potential. Second, based on the descriptive generalizations for duplicative potentials and other marked constructions in both English and Japanese, this study suggested that there are two types of marked phenomena: one type includes constructions which are marked but use contextual information to become licensed like corresponding unmarked constructions. The other type includes constructions which remain apart from corresponding unmarked constructions and can be identified as is.

研究分野：英語学

キーワード：周辺の現象 語用論 重複可能表現

1. 研究開始当初の背景

ある表現や文を記述することで、当該構文が認可されるために課される意味、統語、語用論的な制約が提案され、その制約に敵う表現を文法的とし、合わない表現を非文法的としてふるいわけることができる。従来は、文法的な表現は規範的であると考えられ、制約に違反するにも拘らず適格文として容認される現象が見られる場合は、その多くが例外的事例として片付けられてきた。しかし、いわゆる文法的といわれる構文や、Quirk et al. (1985)やSwan (1980, 2005)などの文法書が取り上げるような規範的な文や表現に見られる現象を「中核的現象」としたとき、中核の規則から逸脱している例外的現象も、言語事実として存在する以上は、当該言語の話者が持つ文法知識に周辺部として含まれることは明らかな事実である。従って、例外的事例は文法研究の説明対象から除外されるべきではなく、むしろ重要な説明対象とされるべきだと考えられるようになってきた。事実、周辺の現象に焦点を当てた研究が存在する。国内では、渋谷 (1997)、天野 (2002)、影山 (2009)、Osawa (2009)などが、また国外では Taylor (1994)やBresnan (2005)などの先行研究が、単独では容認されないが、ある適切な文脈においては容認される構文があるという言語事実を指摘している。また、廣瀬 (2006)の「英語における日記文の主語省略」、佐野 (2012)の「さ入れ言葉」、今野 (2012)の「イ落ち」や尾谷・二枝 (2011)における「を入れ言葉」などのように個別の周辺の現象を扱っている先行研究がある。

周辺の現象に位置付けられる構文は、中核的な規則から逸脱しているが故に「普通」とは違うその奇異な形式や性質が目を引き、各構文の詳細な記述研究が行われやすい。各構文の記述研究は、新たな言語事実を提示するという点において意義あるものであるといえる。しかし、周辺の現象の特異性に注目しているだけでは、依然として周辺の現象は単なる例外として個別に扱われてしまい、中核的現象とどのように関わっているのかは不明なままである。

中核的現象と周辺の現象が示す相関を明らかにした先行研究はほとんどない。そのため、中核の規則を基準にするからこそ周辺の現象が中核に対して周辺として存在し得るという点に注目し、中核的現象と周辺の現象が示す相関について、また、周辺の現象に位置付けられる各構文相互の関係の有無について意味・語用論的に分析・考察する必要がある。

研究代表者は、2007年以降、英語における単独では容認されないと言われている構文(例: cause 使役受身文 *Prices were caused to rise.)の語用論的認可条件に関する研究を行い、「語用論的動機付けを必要とする構文に関する記述的一般化」を導き出した。例えば、cause 使役受身文は、受身文一般の認可条件である「受身主語が被動者でなければならない」という被影響性の制約(Bolinger (1975))を文内の意味・統語的情報では満たせないため、単独では容認されない。しかし、構文内に「トピック」として機能する要素があれば、本来は単独で満たすべき条件が当該文脈からの情報によって満たされるために容認される。一般的な受身文を中核に据えると、中核の規則は「文内の情報で被影響性の制約を満たさなければならない」ということになる。その規則から逸脱しながらも成立する受身文(例えば cause 使役受身文)は、周辺の現象に位置付けられる構文になるということになる。そして、このような構文は、その認可のためになるべく中核的な構文が満たすべき条件を意味・語用論的に満たそうとしている。つまり、中核の規則に従おうとしている構文である。

一方、研究代表者が2008年に遭遇して以来データを集めてきた重複可能表現(例: 飛べることができる)は、上記の語用論的動機付けを必要とする構文とは異なり、中核の規則に従おうとしているわけではないという直感的仮説が立てられる。重複可能表現は、例えばインタビューやスピーチなど、発話者が改まる必要のある場面で用いられている。これは、日本語におけるいわゆる規範的な可能表現である動詞の可能形(飛べる)と迂言的可能表現形(飛ぶことができる)には必ずしも当てはまらない性質である。重複可能表現は、それぞれ単独で用いることができる2つの規範的な可能形式があるにも拘らず、その両方を一文内に取り込んでいる点で形式的に異質であり、規範形を中核に据えると、そこからは逸脱していると言える。そして中核に近付こうとするタイプの周辺の現象とは異なり、中核とは別の性質を独自に持つとする周辺の現象が存在することを示唆する構文である。これらの事実から、中核的現象と周辺の現象にはどのような関連性があるのか、その関連性はどのように一般化できるのかという問いが生じた。

2. 研究の目的

本研究の最終目的は、日英語の中核的現象と周辺の現象の相関に関する一般化を提案し、その論理的な意味合いを探ることである。段階的目標が以下の3点である。

- (1) 重複可能表現の性質を明らかにする(記述研究 I)。英語学分野でも日本語学の分野でも「飛べることができる」のような一文内に動詞の可能形と迂言的可能表現形が共起する表現(重複可能表現)に関する先行研究は存在しない。そのため、この表現について一から詳細に記述する必要がある。その性質や機能を明らかにし、意味・語用論的機能に関する一般化を提案する。
- (2) 一般化の妥当性を検証する(記述研究 II)。日英語の周辺の現象に関する先行研究を参照しながら、重複可能表現と類似した構文が存在するかどうかを調査する。
- (3) 周辺の現象を分類する(記述研究 III)。語用論的な認可条件に応じて、複数の個別構文を大きく2つのタイプに分ける。さらに、この分類をもとに中核的現象と周辺の現象の相関に関する一般化を提案する。

3. 研究の方法

日本語の重複可能表現の性質を明らかにするためのデータ収集と、その記述研究を行った。

- (1)主にインターネットやテレビ放送(オンデマンド)、ラジオ放送を利用して、五段動詞、一段動詞、漢語サ変動詞(スル動詞)が重複可能表現になっている実例を収集した。
- (2)当該構文使用話者の内省を通して、インターネット等には存在しない最小対立となる例、特に、重複可能表現と規範的な可能表現を入れ替えた例を収集した。
- (3)研究代表者を含む2名の記述的研究者と、2名の理論的研究者(形態論者・生成統語論者)との共同研究を行い、研究代表者だけでは持ち得ない視座を他の研究者から得ながら、重複可能表現の記述的・理論的分析を行った。

4. 研究成果

本研究の成果として、次の3点が挙げられる。重複可能表現の意味・統語・語用論的性質を記述したこと、中核的現象と周辺の現象の相関に関する仮説を提案したこと、そして、とりたてて表現としてのjustが持つ周辺の機能を指摘したことである。

(1)現代日本語において、可能の意味を表す形式には、動詞の可能形(例:飛べる)と迂言的可能表現形(例:飛ぶことができる)がある。どちらかの可能形式が用いられるはずの場面で、「今年初めて跳べることができたのですごく嬉しいです。」など、下線部のような表現が用いられている場合が観察される。下線部では、動詞の可能形である「跳べる」と、迂言的可能表現形の「ことができる」が同時に用いられている。このような2つの可能を表す形式が同一文内に重複して現れている形式は、違和感を覚える話者がいる一方で、「誤用」と捉えるには高い頻度で散見する。本研究では可能表現を重複させた形式を「重複可能表現」と呼び、この構文を詳細に記述した。当該構文について扱った先行研究は本研究の他には存在しないため、本研究の成果は、言語学分野において記述的な貢献をなすと言える。

重複可能表現が動詞に関して示す生産性は、動詞の可能形と迂言的可能表現形の両方に見られる事実と同じである。つまり、重複可能表現形には、一般に可能形にすることができる五段動詞、一段動詞、漢語サ変動詞(スル動詞)が生起可能である。また、重複可能表現における時制や否定の意味が内側の要素の活用によってではなく、外側の「ことができる」の活用によって表される。これは、動詞の連体形に「ことができる」に付加されて可能の意味を表す迂言的可能表現形に見られる事実と同じである。この2点においては、重複可能表現形には一般性が認められる。

また、重複可能表現は、2つの可能形式が重複して現れていても、可能の意味を強調しているのではない。また、それぞれの可能表現が能力可能と状況可能など別々の可能の意味を表しているのではない。重複可能表現は、動詞の可能形や迂言的可能表現形がそれぞれ表すのと同じ単一の可能の意味を一文内で表している。形式を重複させながらも、表す意味は1つであるという点で、重複可能表現という構文が持つ特殊性が認められる。そして、その特殊性ゆえに、重複可能表現に対して違和感を覚える話者も存在するのである。

可能を表す形式が重複しているにも拘らず、文の表す意味が単体の動詞の可能形や迂言的可能表現形が表す意味と全く同じであるというのであれば、既存の形式で事足りるため、わざわざ重複可能表現を用いる必要はない。この点に関し、本研究は、重複可能表現には、動詞の可能形や迂言的可能表現形にはない、話者のあらたまり度を単一発話内で調節するという独自の機能を有しているという仮説を提案し、実例によりその妥当性を考察している。

(2)周辺の逸脱構文が、対応する中核的構文とどのような関係にあるのかを考察することから、周辺の現象には、中核的現象に近づくことで認可されるタイプと、中核から離れることで認可されるタイプがあるという仮説を提案した。周辺の現象は、中核的現象を基準にするからこそ存在し得るため、中核に近接(類似)する側面と中核から離れる側面を併せ持つ。しかし、それぞれの周辺の現象が、どちらの側面を色濃く示すかという点においては差がある。

現代日本語の可能を表す規範的な表現が動詞の可能形と迂言的可能表現形であると考え、重複可能表現は、それ単独で可能の意味を表す形式が一文内に重複して現れているという点で形式的に逸脱している。しかしながら、重複可能表現の意味・統語的特徴は、規範形のそれと同じである。規範形を中核に据えたとき、周辺的である重複可能表現は、形式以外は中核的現象の規則に従っており、重複可能表現は中核と類似する。そのため、本研究で仮定したような重複可能表現独自の語用論的機能があれば、中核との棲み分けが可能となり、周辺の現象として重複可能表現が用いられる動機もあるということになる。このとき、重複可能表現は、語用論的機能の点で中核とは性質を異にすることになり、敢えて中核から離れることで認可されるタイプの周辺の現象であると考えられる。

Osawa(2009)が記述している「語用論的動機付けを必要とする構文(cause使役受身文)は、中核的現象に近づくことで認可されるタイプの周辺の構文である。動詞の項が受身化されて主語になり、その文単独で容認されるようないわゆる一般的な受身文を規範として中核に据えると、その規則は「文内の情報で被影響性の制約を満たさなければならない」ということになる。動詞の語彙情報によって、受身文主語の被動者性が保証されるのである。一方、cause使役受身文は、動詞の語彙情報からは被影響性の制約を満たせないにも拘わらず、適切な文脈におい

ては容認される、つまり、中核的構文が従うべき規則から逸脱しながらも成立する受身文である。この点で、cause 使役受身文は、中核に対して、周辺に位置づけられる構文ということになる。その一方で、cause 使役受身文は、その認可のために、中核から逸れたり不足したりしている要因を何らかの方法で、主に語用論的に、補充し、中核的現象が満たすべき条件を満たしているのである。つまり、中核に近接することで認可されるタイプの周辺の現象であるといえる。

構文研究においては、周辺の現象が注目されがちだが、その際には、周辺の現象のみを孤立的に分析するのではなく、周辺の現象が2つのタイプに分けられるということを念頭におきながら、あくまでも中核的現象との関連において周辺の現象を捉えるという視点が重要であることを指摘した。

(3) 研究代表者は、2016年度から、国立国語研究所の「とりたて」対照研究プロジェクトの共同研究員として、日本語のとりたて表現と英語の対応表現との対照研究を担当している。本研究課題とは別に行われた研究だが、とりたて表現が語用論的視座からの分析が必要であること、また日英語の対照研究であることから、並行して進めることができた。特に、英語のとりたて表現としての副詞 just が示す周辺の現象について指摘、考察したことは、本研究課題の影響によるものである。

英語の副詞 just は日本語の「だけ」「しか」に対応し、「限定」のとりたて表現に分類される。しかしながら、他の「限定」のとりたて表現に分類される副詞とは異なり、just は話者の心的態度を表す副詞として機能し、同時に、談話標識として機能する。この振る舞いは、もはや「限定」としてのとりたて表現としての働きをしているとは言えない。just がもともと有する「限定」の意味によって「たいしたことがない」ことが表されることから、冒頭に just を置くことで、「これから話すことはたいしたことがない」ということの合図になる。そのため、just を付加することで、聞き手の負担を軽減するという語用論的效果を表すことができる。他の「限定」のとりたて表現も同様の振る舞いを見せてもよいはずだが、現時点では、just にしか観察されない。just の「限定」のとりたて表現としての機能を中核に据えたとき、聞き手の負担軽減という語用論的な機能は、周辺に位置づけられる。

今後は just の中核的現象と周辺の現象の相関を明らかにし、just やその他の英語の副詞における周辺の振る舞いを統一的に捉えていく必要がある。これは、これまでの英語の副詞に関する先行研究にはない視点である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

大澤 舞 「just の対人関係調整機能」『日本英語学会第35回大会発表論文集 (JEL35)』, 2018, 124-140.

大澤 舞 「逸脱的構文からみる中核的現象と周辺の現象との相関」『構文と意味の広がり』, 2017, 143-162.

〔学会発表〕(計8件)

大澤 舞 日英語の直接引用複合語について、第6回筑波英語学若手研究会、2018.

大澤 舞 「飛べることができる」型表現と文内スタイルシフト、日本語文法学会第18回大会、2017.

大澤 舞 just の対人関係調整機能、日本英語学会第35回大会、2017.

大澤 舞 just の対人関係調整機能について、第5回筑波英語学若手研究会、2017.

大澤 舞 just が表す「限定」と「反限定」、Prosody and Grammar Festa 「対照言語学」プロジェクト第1回合同研究発表会、2017.

大澤 舞 日英語語の「とりたて表現」について、第4回筑波英語学若手研究会、2016.

大澤 舞 重複可能表現の語用論的機能について、『三層フェスタ』プレワークショップ：若手が拓く言語研究の新領域、2016.

大澤 舞 破格構文と規範形が示す相関について、言語学研究会「構文と意味の広がり」、2016.

〔その他〕

ホームページ等

獨協大学教員業績 http://www.dokkyo.ac.jp/profile/tts_19.htm

researchmap <https://researchmap.jp/1062>

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。